

の 研究 の

## 開発金融機関における環境社会配慮 (1)

——最近の JICA の一事例を中心に——

安 念 潤 司\*

- I 制度的背景—— JICA の「ガイドライン」と「要綱」(以上, 本号)
- II ティラワ経済特別区
- III 異議申立書と審査役報告書の概要
- IV 所 感

### I 制度的背景—— JICA の「ガイドライン」と「要綱」

#### 1. ガイドラインとは何か

これから本稿で語ろうとするのは、ある種のルールの内容とその運用とについてである。私もローヤーの端くれであるから、ルールについて何事かを語るのに不思議はなからう。しかし、このルールは、それなりに重要ではあるが、極く少数の専門家あるいは関係者を除けば、ほとんど知られていないので、何からどういう手順で語り起こせばいいのか、はっきりしない。

ここで「ルール」とは、独立行政法人国際協力機構の「社会環境配慮ガイドライ

---

\* 中央大学法科大学院教授, 弁護士

ン」を指す。以下では、同法人を、広く世に流布している略称を用いて「JICA」(Japan International Cooperation Agency)と呼び、同ガイドラインを、他と混同する恐れがない限り単に「ガイドライン」と呼ぶこととしよう。

JICAについてまったく聞いたことがない、という人は少ないであろう。本稿の叙述との関係では、JICAの業務の詳細について語る必要はなく、常識的に、政府開発援助(ODA: Official Development Assistance)の実施機関であることが知られていればそれで足りる<sup>1)</sup>。例えばJICAは、2012年4月に、ミャンマーの首都ヤンゴンの東南約20キロメートルにある「ティラワ経済特別区」(Thilawa Special Economic Zone)のインフラ整備のため、同国に円借款を供与する旨公表した<sup>2)</sup>。

ガイドラインは、2010年7月1日付で施行されたJICAの内部ルールである。内部ルールであるから、同法人の職員の業務遂行において拘束的な意味をもつが、外部に対して直接の法的効果をもつものではない。では、それは例えば、勤務時間の定めや出張旅費の請求方法などと同様の意味で内部的な効果しかないのかといえ、そうではなく、ガイドラインは、JICAの担当者に対して、投融资<sup>3)</sup>先にその規定を遵守させよ、言い換えれば、環境社会配慮を実行させよ、と命じている点に特色がある。無論、投融资先すなわちプロジェクト実施主体(典型的には、途上国の中央・地方の政府か、第三セクター的な法人である)は、JICAと取引しなければならない法的義務を負うものではないから、ガイドラインの拘束から逃れたければ、JICA以外の資金供給源を探せばいい。しかし、案件の発掘・組成から、資金供与、技術支援まで、途上国に不足しがちなリソースを豊富にもつJICAの存在感は大きい。したがってガイドラインは、相手国にとって、日本からのODAを獲得するための事実上の条件をなすのであり、ここにその重要性の源泉が存するのである。

では、ガイドラインには何が書かれているのか。これは、ソフトローの一種であって、そのプロトタイプともいべき世界銀行の「セーフガード・ポリシー」なる文書がもともとそうであるために、かくかくの場合にかくかくの行為をするよう義務づけるといった体裁の、いかにもルールと呼ぶに相応しい部分もあれば、理念や視点・観点の類を書き記すに止まる部分もあり、要件=効果の規範といった、我々日本のローヤーが慣れ親しんできた形式の法とはありようが相当に異なるので、その内容を手際良く要約することは、意外に難しい。

ガイドラインの全文は、JICAのホームページ上で公開されている<sup>4)</sup>ので、全容についてはそれに譲るとして、ここでまずは目次を掲げて全体像の概観に代えることとする。

## 序

### I. 基本的事項

- 1.1 理念
- 1.2 目的
- 1.3 定義
- 1.4 環境社会配慮の基本方針
- 1.5 JICA の責務
- 1.6 相手国等に求める要件
- 1.7 対象とする協力事業
- 1.8 緊急時の措置
- 1.9 普及
- 1.10 環境社会配慮助言委員会

### II. 環境社会配慮のプロセス

- 2.1 情報の公開
- 2.2 カテゴリ分類
- 2.3 環境社会配慮の項目
- 2.4 現地ステークホルダーとの協議
- 2.5 社会環境と人権への配慮
- 2.6 参照する法令と基準
- 2.7 環境社会配慮助言委員会による助言
- 2.8 JICA の意思決定
- 2.9 ガイドラインの適切な実施と遵守の確保
- 2.10 ガイドラインの適用と見直し

### III. 環境社会配慮の手続き

- 3.1 協力準備調査
- 3.2 有償資金協力、無償資金協力（国際機関経由のものを除く）、技術協力プロジェクト
- 3.3 外務省が自ら行う無償資金協力について JICA が行う事前の調査
- 3.4 開発計画調査型技術協力

別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮

別紙2 カテゴリ A に必要な環境アセスメント報告書

別紙3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示

別紙4 スクリーニング様式

別紙5 チェックリストにおける分類・チェック項目

別紙6 モニタリングを行う項目

## 2. 若干の解説

ガイドラインの内容について、若干のコメントを加える。

第一に、そもそも「環境社会配慮」とは何か、であるが、この点は次のように解説されている<sup>5)</sup>。

ODAを担うJICAが、相手国等が主体的に取り組む「持続可能な開発」に果たす役割はきわめて重要である。持続可能な開発を実現するためには、開発に伴うさまざまな環境費用と社会費用を開発費用に内部化することと、内部化を可能とする社会と制度の枠組みが不可欠である。その内部化と制度の枠組みを作ることが、「環境社会配慮」であり、JICAは環境社会配慮を適切に行うことが求められている。

環境社会配慮を機能させるためには、民主的な意思決定が不可欠であり、意思決定を行うためには基本的人権の尊重に加えてステークホルダーの参加、情報の透明性や説明責任及び効率性が確保されることが重要である。

要するに、プロジェクトの実行に伴う外部不経済を最小化するのが目的であるが、ここでは、狭義の環境上のコストとともに、社会的コストもカウントされる。したがって環境社会配慮は、基本的人権の尊重と民主的統治システムの原理に基づき、幅広いステークホルダーの意味ある参加と意思決定プロセスの透明性を確保し、このための情報公開に努め、しかも、効率性を十分確保しつつ行わなければならない。実際ガイドラインにおいて環境社会配慮とは、「大気、水、土壌への影響、生態系及び生物相等の自然への影響、非自発的住民移転、先住民族等の人権の尊重その他の社会への影響を配慮することをいう」と定義されている<sup>6)</sup>。

では第二に、環境社会配慮という重要ではあるが至って面倒な仕事を誰が実行するのであろうか。ガイドラインの態度は明瞭である。

プロジェクトに対する環境社会配慮の主体は相手国等であるが、JICAは、ガイドラインに沿って相手国等が行う環境社会配慮の支援と確認を、協力事業の性質に応じて〔ガイドライン

の) IIとIIIに従って行う<sup>7)</sup>。

環境社会配慮を実行する主体は「相手国等」であり、JICAは、相手国等がガイドラインを遵守していることを確認し、また、遵守するように支援するのである。因みに、「相手国等」とは、「相手国、相手国政府（地方政府を含む）、借入人又はプロジェクト実施主体者をいう」と定義されている<sup>8)</sup>。これまでは、投融資先という「日常言語」を用いてきたが、これからの叙述では、聊か生硬な用語ながら「相手国等」という言葉に代えることとする。

次に第三に、相手国等が環境社会配慮を適切に行わないと判断される場合に、JICAはいかなる態度をとるのであろうか。ガイドライン2.8 JICAの意思決定、2.8.1 有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクト、第1項に次のように明記されている。

JICAは、環境レビューの結果を合意文書締結の意思決定に反映する。なお、環境レビューの結果、適切な環境社会配慮が確保されないと判断した場合は、適切な環境社会配慮がなされるよう相手国等に働きかける。適切な環境社会配慮がなされない場合には、JICAは有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクトを実施しない。

ここで「合意文書」とは、「有償資金協力における Loan Agreement (L/A)、無償資金協力における Grant Agreement (G/A) 等、JICAが相手国等との間で協力事業の実施を合意する文書をいう<sup>9)</sup>」。相手国等が環境社会配慮を行っているか否かは、JICAの投融資判断に当たっての重要な考慮要素であり、先に、ガイドラインは、JICAの担当者に対して、融資先にその規定を遵守させよ、と命じている、と述べたのも、その意味においてである。

### 3. 環境社会配慮の確認

JICAが、「プロジェクトの特性及び国、地域固有の状況を勘案した上で、相手国等の行う環境社会配慮の本ガイドラインの要件の充足内容を確認すること」を、「環境社会配慮の確認」という<sup>10)</sup>。

これは、

- ① スクリーニング
- ② 環境レビュー

### ③ モニタリング

の三段階を踏んでなされるものであり、上記のように、②の環境レビューの結果が JICA の意思決定に反映されるのであるから、その重要性はいうまでもないが、他の二つの段階も重要なので、順を追って説明する。

### ① スクリーニング

スクリーニングとは、「事業特性と地域特性に基づき、環境社会配慮調査の実施が必要か否かの判断を行うこと」<sup>11)</sup>であり、JICA 自身が、「プロジェクトを、その概要、規模、立地等を勘案して、……環境・社会的影響の程度に応じて」<sup>12)</sup>、A・B・C・FI の 4 カテゴリーに分類する作業である。「環境社会配慮調査」とは、「プロジェクトが環境や地域社会に及ぼす又は及ぼすおそれのある影響について調査、予測、評価を行い、その影響を回避・低減させるための計画を提示すること」<sup>13)</sup>であり<sup>13)</sup>、その実施主体が相手国等であることはいうまでもない。

各カテゴリーは、次のように定義される。

カテゴリ A：環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性を持つようなプロジェクト。これには、原則として、(i)影響を及ぼしやすいセクターのプロジェクト、(ii)影響を及ぼしやすい特性をもつプロジェクト、(iii)影響を受けやすい地域あるいはその近傍に立地するプロジェクト、が含まれる。

「影響を及ぼしやすいセクター」とは、例えば、鉱山開発（石油・天然ガス開発を含む）、パイプライン、工業開発、火力発電（地熱発電を含む）、水力発電、ダム、貯水池などであり、「影響を及ぼしやすい特性」とは、例えば、大規模な非自発的住民移転、大規模な地下水揚水、大規模な埋立・土地造成・開墾、大規模な森林伐採などであり、「影響を受けやすい地域」とは、例えば、自然環境では、原生林、熱帯の自然林、生態学的に重要な生息地（珊瑚礁、マングローブ湿地、干潟等）など、社会環境では、考古学的・歴史的・文化的に固有の価値を有する地域、少数民族・先住民族・伝統的な生活様式をもつ遊牧民の生活区域、などである<sup>14)</sup>。

カテゴリ B：環境や社会への望ましくない影響が、カテゴリ A に比して小さいと考えられるプロジェクト。

カテゴリ C：環境や社会への望ましくない影響が最小限かあるいはほとんどないと考えられるプロジェクト。

カテゴリ FI：JICA の融資等が、金融仲介者等に対して行われ、JICA の融資承諾後に、金融仲介者等が具体的なサブプロジェクト（これが、例えば経済特別区のインフ

ラ整備といった現実のプロジェクトのことである)の選定や審査を実質的に行い、JICAの融資承諾前にサブプロジェクトが特定できない場合であり、かつ、そのようなサブプロジェクトが環境への影響をもつことが想定される場合。FIとは、financial intermediaryの略である。

## ② 環境レビュー

次にJICAは、上記のカテゴリ分類に基づいて環境レビューを行う。環境レビューは、相手国等から提出される書類に基づいてなされるが、カテゴリAのプロジェクトの場合、JICAは、相手国等から次のような書類を徴求する。

カテゴリAプロジェクトについては、相手国等からプロジェクトに関する環境アセスメント報告書……が提出されなければならない。大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には住民移転計画が、先住民族のための対策を要するプロジェクトの場合には先住民族計画が提出されなければならない<sup>15)</sup>。

すなわち、カテゴリAプロジェクトの場合、環境アセスメント報告書は必ず、また、プロジェクト特性に応じて、住民移転計画または先住民族計画が提出されなければならない。カテゴリBおよびカテゴリFIのプロジェクトについても、緩和された程度においてではあるが、やはり書類の提出が求められる。カテゴリCプロジェクトについては、「望ましくない影響」が最小限と考えられるので、環境レビューは省略される。こうした書類こそが、相手国等の環境社会配慮調査の成果を示すものにほかならない。

環境レビューの内容は、カテゴリAプロジェクトの場合、以下のようなものである<sup>16)</sup>。

- ・プロジェクトがもたらす可能性のある正及び負の環境影響について確認する。
- ・負の影響については、これを回避し、最小化し、緩和し、あるいは代償するために必要な方策を評価すると共に、さらに環境改善を図るための方策があれば当該方策も含めた評価を行う。
- ・情報公開と現地ステークホルダーとの協議結果を確認する。

もっとも、大規模非自発的住民移転が発生せず、先住民族のための対策も要しないカテゴリAプロジェクトの場合、我々が通常イメージするような環境アセスメント報告書が提出されればそれでよいかといえ、決してそうではない。カテゴリの別を問わず、

ガイドラインは環境社会配慮のプロセス一般に、さまざまな要求を課しているからである。

まず、すでに示唆したとおり、環境社会配慮の範囲は、この言葉の通常の語感よりもかなり広い。

環境社会配慮の項目は、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、気候変動、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全及び自然環境（越境または地球規模の環境影響を含む）並びに非自発的住民移転等人口移動、雇用や生計手段等の地域経済、土地利用や地域資源利用、社会関係資本や地域の意思決定機関等社会組織、既存の社会インフラや社会サービス、貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ、被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、ジェンダー、子どもの権利、文化遺産、地域における利害の対立、HIV/AIDS等の感染症、労働環境（労働安全を含む）を含む。なお、個別プロジェクトの検討においてはスコーピングにより必要なものに絞り込む<sup>17)</sup>。

プロジェクトの性格は多種多様であるから、環境社会配慮調査が必要な範囲についてスコーピングがなされるのである<sup>18)</sup>。

JICAの業務の大半は、「開発途上地域」のプロジェクトへの投融資・技術協力であり、そこでは、狭義の環境と同時に、人間への配慮が欠かせない。また、プロジェクトが当該国の法令を遵守してなされなければならないこと<sup>19)</sup>は当然であるが、さらに、開発援助金融における一種の「グローバル・スタンダード」として、世界銀行のセーフガード・ポリシー<sup>20)</sup>と呼ばれる一連の政策文書からの大きな乖離がないことなどが求められる。

JICAは、環境社会配慮等に関し、プロジェクトが世界銀行のセーフガードポリシーと大きな乖離がないことを確認する。また、適切と認める場合には、他の国際金融機関が定めた基準、その他の国際的に認知された基準、日本等の先進国が定めている国際基準・条約・宣言等の基準又はグッドプラクティス等をベンチマークとして参照する。環境社会配慮のあり方がそれらの基準やグッドプラクティス等と比較検討し大きな乖離がある場合には、より適切な環境社会配慮を行うよう、相手国等（地方政府を含む）に対話を通じて働きかけを行い、その背景、理由等を確認するとともに、必要に応じ対応策を確認する<sup>21)</sup>。

そこでいう人権が、先進諸国でしばしば想定されている国家権力からの自由に限られ



ないことに注意しなければならない。

JICAは、協力事業の実施に当たり、国際人権規約をはじめとする国際的に確立した人権基準を尊重する。この際、女性、先住民、障害者、マイノリティなど社会的に弱い立場にあるものの人権については、特に配慮する。人権に関する国別報告書や関連機関の情報を幅広く入手するとともに協力事業の情報公開を行い人権の状況を把握し、意思決定に反映する<sup>22)</sup>。

また、非自発的住民移転を伴うプロジェクトにあつては、ガイドライン別紙1「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」中の「非自発的住民移転」の項で、次の事項が要求される。この点は、以下の叙述との関連で極めて重要であるから、煩を厭わず全文を引用する。

1. 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、あらゆる方法を検討して回避に努めねばならない。このような検討を経ても回避が可能でない場合には、影響を最小化し、損失を補償するために、対象者との合意の上で実効性ある対策が講じられなければならない。
2. 非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては、相手国等により、十分な補償及び支援が適切な時期に与えられなければならない。補償は、可能な限り再取得価格に基づき、事前に行われなければならない。相手国等は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は少なくとも回復できるように努めなければならない。これには、土地や金銭による（土地や資産の損失に対する）損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティー再建のための支援等が含まれる。
3. 非自発的住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングには、影響を受ける人々やコミュニティーの適切な参加が促進されていなければならない。また、影響を受ける人々やコミュニティーからの苦情に対する処理メカニズムが整備されていなければならない。
4. 大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には、住民移転計画が、作成、公開されていなければならない。住民移転計画の作成に当たり、事前に十分な情報が公開された上で、これに基づく影響を受ける人々やコミュニティーとの協議が行われていなければならない。協議に際しては、影響を受ける人々が理解できる言語と様式による説明が行われていなければならない。住民移転計画には、世界銀行のセーフガードポリシーのOP4.12 Annex Aに規定される内容が含まれることが望ましい。

聊かくどいようではあるが、相手国等には以下の事項が要求されていることを確認しておきたい。

- (a) 非自発的住民移転・生計手段の喪失は、できる限り回避しなければならない。
- (b) 回避が不可能な場合でも、そのネガティブな影響を最小化しなければならない。
- (c) 回避が不可能な場合、補償・支援を適時に行わなければならない。
- (d) 移転住民の生活水準・収入機会は、少なくとも、移転以前の水準を確保しなければならない。
- (e) 大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合には、住民移転計画を作成・公表しなければならない。
- (f) 被影響住民（PAPs：Project Affected Persons）に参加の機会を保証しなければならない<sup>23)</sup>。

なお、世銀セーフガード・ポリシー O/P4.12 には、上記の「非自発的住民移転」の項と類似の内容が、一層詳細に規定されている。「大規模」非自発的住民移転の定義はないが、すべての非影響住民に対する影響が警備である場合や、移転住民が 200 人未満である場合には、正規の移転計画書に代えて簡易移転計画書を作成すればよいことが旨記載されていることが参考となろう。

### ③ モニタリング

相手国等が環境社会配慮を確実に実施しているか確認するために、JICA は原則として、カテゴリ A・B・FI のプロジェクトについては、一定期間、相手国等によるモニタリングのうち重要な環境影響項目につき、相手国等を通じ、そのモニタリング結果を確認する<sup>24)</sup>。モニタリングもまた、実施主体は相手国等であり、JICA はその結果を確認するのである。JICA は、モニタリングの結果次第では、プロジェクトの変更（停止および期限前償還を含む）を求めることがあり得ることを合意文書に盛り込むよう、最大限度努力することとなっている<sup>25)</sup>。

## 4. 要綱

ガイドラインの策定と併せて、JICA は、「環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立手続要綱<sup>26)</sup>」（以下、単に「要綱」という）を、ガイドライン本体と同じく 2010 年 7 月 1 日から施行した。これについての JICA のホームページ上の解説は、以下のようである<sup>27)</sup>。

異議申立手続きの目的は次の2つです。

1. JICAによるガイドラインの遵守を確保するため、ガイドラインの不遵守を理由とする異議申立が行われた場合、遵守・不遵守に関する事実を調査し、その結果をJICA理事長に報告する。
2. ガイドラインの不遵守を理由として生じたJICAの協力事業に関する具体的な環境・社会問題の紛争において、迅速な解決のため、当事者（異議申立人や協力相手国など）の合意にもとづき当事者間の対話を促進する。

異議申立はガイドラインの不遵守の結果として、JICAが実施する協力事業により実際に被害を受けた、あるいは将来被害を受けることを懸念する現地の住民2人以上により行うことができるもので、申立があった場合には上記2つの目的を達成するための業務を実施する異議申立審査役が、理事長直属の機関として設置されています。

すなわち、JICAの協力事業によって現に被害を受け、あるいは被害を受ける恐れのある「現地の住民2人以上」に異議申立適格があることになる。

異議申立書には、申立の対象たるプロジェクトを特定するための事項のほか、申立人に対して生じた現実の被害または将来発生する相当程度の蓋然性があると考えられる被害の具体的内容、申立人が考えるガイドライン不遵守の条項および不遵守の事実、ガイドライン不遵守と被害との間の因果関係、申立人が期待する解決策、などの記載が求められる。さらに、ここが裁判的な手続との顕著な相違であるが、要綱に基づく異議申立手続あるいは審査役には、申立人と相手国等・JICAとの間の対話を促進してより良い解決策を模索するという機能・役割が期待されているので、申立人が相手国等・JICAとどのような対話を行ったかについて記載することも求められる<sup>28)</sup>。

審査役は、異議申立が要綱所定の要件を満たしているか否かを調査する。これを「予備調査」と称し、その期間は原則として1か月である<sup>29)</sup>。裁判でいえば、訴訟要件の具備に関する職権調査に当たるプロセスといえよう。

審査役は、予備調査の結果、上記の要件が満たされていると判断した場合には、「手続開始決定」をして実体審査に入る。その内容は、JICAがガイドラインを遵守したか否かであるが、再々述べたように、ガイドライン上のJICAの義務は、主として、相手国等にガイドラインの諸要求を守らせることにあるから、審査役としては、この点についての判断が求められることとなる。審査のため、申立人ほかの現地関係者やJICAの関係職員からのヒヤリングがなされ得るし、審査役が、JICAが環境社会配慮確認に利用した書類の閲覧をなし得ることはいうまでもない<sup>30)</sup>。

審査役は、調査の結果、

- ① ガイドラインの遵守に係る事実についての調査結果
- ② 対話の進捗状況
- ③ 和解が成立した場合には、その合意の内容

について、JICA 理事長に報告する。ガイドライン不遵守の判断を下す場合には、「必要に応じて、報告書において、当該案件の不遵守状況を改善するために必要かつ可能と思われる方策を理事長に具申することができ」、また、「ガイドライン遵守・不遵守にかかる事実が十分に確認できなかった場合、もしくは特にガイドライン遵守・不遵守にかかる事実について審査役の調査を必要としないことに当事者の合意がある場合には、対話の進捗状況及びかかる当事者間の合意について、報告書において、理事長に報告する」<sup>31)</sup>。

ここまで来てようやく、私が JICA（のガイドラインあるいは要綱）と何の関係があるのかを説明する段になった。実は、と改まるほどではないが、私は 2013 年 7 月 1 日以来、上記の異議申立審査役を務めている。要綱によれば、審査役は 3 人まで任命することができる<sup>32)</sup> が、現状では 2 名で、いま一人は原科幸彦<sup>はらしなさちひこ</sup>氏である。同氏は、千葉商科大学政策情報学部学部長（東京工業大学名誉教授）であり、環境影響評価の指導的な研究者として国際的にもよく知られている。

私は、開発金融、環境影響評価、途上国における開発と人権、等々のいずれの分野においても専門的知見をもつものではまったくないが、縁あって、2003 年 10 月 1 日から 2008 年 9 月 30 日の間、国際協力銀行（JBIC）で当時新設されたばかりの「環境ガイドライン担当審査役」なるものを努めた経験があった。しかし、JBIC では、5 年間の任期中、異議申立の案件は実際には皆無であり、まずは JICA でも同じことだろう、などと高を括っていたのであるが、不屈きな心構えの咎めはあるもので、先般、ミャンマーのティラワ経済特別区に関する異議申立<sup>33)</sup>があった。この案件は、工業団地の開発に伴う非自発的住民移転が主問題となった、日本の ODA の将来にもかかわる重大な案件であり、それまで「審査役には仕事もなければペイもない」などと太平楽を並べていた私にとっては、ほとんど青天の霹靂のような出来事であった。

（次号に続く）

#### 注

- 1) JICA の目的は、「開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国

民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資すること」である（独立行政法人国際協力機構法〔平成14年法律第136号〕3条）。

- 2) JICA 東南アジア・大洋州部東南アジア第4課「案件概要書」（[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/kaikaku/tekisei\\_k/pdfs/04gaiyo\\_myanmar4.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/kaikaku/tekisei_k/pdfs/04gaiyo_myanmar4.pdf)）。なお、ティラワ地区インフラ開発事業（フェーズ1およびフェーズ2）に係る借款供与の総額は、約250億円に上るようである（[http://www.jica.go.jp/myanmar/office/activities/ku57pq00001wox9k-att/summary\\_11.pdf](http://www.jica.go.jp/myanmar/office/activities/ku57pq00001wox9k-att/summary_11.pdf)）。
- 3) JICAの有償資金供与には、貸付と投資とが含まれる（独立行政法人国際協力機構法13条1項2号）。
- 4) <http://www.jica.go.jp/environment/guideline/pdf/guideline01.pdf>
- 5) ガイドライン1.1理念。
- 6) ガイドライン1.3定義、第1項。
- 7) ガイドライン1.5JICAの責務。
- 8) ガイドライン1.3定義、第2項。
- 9) ガイドライン1.3定義、第18項。
- 10) ガイドライン1.3定義、第9項。
- 11) ガイドライン1.3定義、第10項。
- 12) ガイドライン2.2カテゴリ分類、第1項。
- 13) ガイドライン1.3定義、第5項。
- 14) ガイドライン別紙3。
- 15) ガイドライン3.2.1環境レビュー、(1)カテゴリAプロジェクト、第1項。
- 16) 同上第3項。
- 17) ガイドライン2.3環境社会配慮の項目、第1項。
- 18) 「スコーピング」の定義は、ガイドライン1.3定義、第11項。カテゴリAプロジェクトにおいては、相手国等は必ずスコーピング案を策定・公開しなければならない（ガイドライン3.1.2プロジェクト形成、第6項）。
- 19) ガイドライン2.6参照する法令と基準、第2項。
- 20) 環境アセスメント、自然生息地など10の政策文書から構成されている。これら文書の邦訳（JICA監修）は、世銀日本事務所のホームページに掲載されている（<http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/COUNTRIES/EASTASIAPACIFICEXT/JAPANINJAPANESEEXT/0,,contentMDK:22716679~menuPK:1982037~pagePK:141137~piPK:141127~theSitePK:515498,00.html>）。世銀はじめ、開発援助にかかわる国際金融機関および諸国の公的輸出信用機関の環境社会配慮政策文書については、データのやや古くなったが、財団法人地球・人間環境フォーラム「環境問題に関するOECD加盟国等の貿易保険制度調査報告書 Part I 国際金融機関及び公的輸出信用機関（ECA）の環境社会配慮」（[http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/toshi/trade\\_insurance/pdf/itaku/18-kankyoul.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/toshi/trade_insurance/pdf/itaku/18-kankyoul.pdf)）で網羅的な紹介・検討がなされていて有益である。
- 21) ガイドライン2.6参照する法令と基準、第3項。
- 22) ガイドライン2.5社会環境と人権への配慮、第2項。
- 23) 被影響住民はじめステークホルダーに有意義な参加の機会を与えなければならないことは、ガイドラインの各所で繰り返し強調されている。例えば、1.4環境社会配慮の基本方針、重要事項4には、「JICAは、現場に即した環境社会配慮の実施と適切な合意の形成のために、ステークホルダーの意味ある参加を確保し、ステークホルダーの意見を意思決定に十分反映する。なお、ステークホルダーからの指摘があった場合は回答する。参加するステークホルダーは、真摯な発言を行う責任が求められる。」という記載がある。

- 24) ガイドライン 3.2.2 モニタリング及びモニタリング結果の確認, 第1項。
- 25) ガイドライン 2.8.1 有償資金協力, 無償資金協力, 技術協力プロジェクト, 第3項。
- 26) JICA のホームページ上で全文が公開されている (<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/pdf/guideline02.pdf>)。
- 27) <http://www.jica.go.jp/environment/objection.html>
- 28) 要綱 9. 申立書の内容。
- 29) 要綱 10. 異議申立手続のプロセス, 第3項。
- 30) 同上第4項, 第5項。
- 31) 要綱 11. 理事長への報告, 第1項～第3項。
- 32) 要綱 4. 異議申立審査役, 第1項。
- 33) ただし, 冒頭に述べた円借款とは別件である。